吹田市チャレンジャー育成事業

市役所で飲食店を経営しませんか？

チャレンジショップ
ゆめちか
第13期出店者募集



募集期間

10/26（月）～12/11（金）

応募・詳細はこちら

チャレンジショップゆめちかとは？

市役所本庁舎中層棟地下１階にあるスペースを起業家育成を行うためのお店・ショップ（通称「ゆめちか」）として活用しています。
市内で本格的に飲食業を開業する前段階として、約１年間試験的に店舗を運営していただくことができますので、行政の支援を受けながら飲食業を新たに始めたい方、ぜひご応募ください！



応募方法

応募書類に必要事項を記入し、地域経済振興室へ直接持参してください【郵送不可】
※応募書類…吹田市ホームページよりダウンロードまたは窓口にて配布

お問合せ

吹田市都市魅力部　地域経済振興室（商業担当）
TEL：06-6170-2370 E-Mail：sanro_s@city.suita.osaka.jp
所在地　吹田市泉町1-3-40　低層棟3階316番窓口
受付9時～17時30分（土日祝休日・年末年始を除く）

「ゆめちか」出店者　募集内容

［吹田市］市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業

１　チャレンジショップ「ゆめちか」とは？

市役所本庁舎内地下スペースで、起業家育成を行うためのお店です。本格的に街で飲食業を開業する前段階として、約１年間試験的に飲食業を運営していただくことができます。

２　「ゆめちか」の概要

（１）所在地：吹田市泉町１－３－40　吹田市役所　中層棟地下１階
（２）店舗面積：８７．２㎡
（うち、出店者の占有面積は厨房部分の１２．１８㎡で、それ以外のスペースは市民や職員が飲食や休憩を行うためのフリースペースとなります）

３　募集概要

（１）出店期間（予定）
令和９年３月１日（月）～令和10年１月中旬（予定）
（２）使用料及び光熱水費等
ア　「ゆめちか」使用料：月額１２，545円(ただし、使用期間中に使用料を改定する場合があります)
イ　光熱水費・ごみ処理費用：出店者負担
（３）出店者の条件
店舗を必要とする飲食業で、市役所本庁舎内地下スペースでの出店を希望する者で、以下の条件をすべて満たしている者
ア　店舗営業時間
開庁日（月曜日から金曜日まで。ただし、祝日及び１月２日、３日、１２月２９日から３１日は除く。）は原則無休とし、午前８時３０分から午後６時３０分までの時間内で営業できること。
ただし、午前１１時３０分～午後２時までの時間は必須。
イ　店舗形態
(ア) 市長が指定する日から店舗運営ができること
(イ) 店舗運営に必要な許認可を取得していること
（又は、店舗運営開始日前日までに取得見込みであること）
(ウ) フランチャイズ契約に基づくフランチャイジー（加盟店）としての出店でないこと
(エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業に該当する事業でないこと
(オ) 酒類の提供をしないこと
ウ　対象者の範囲
(ア)新たに飲食業を起業する個人であり、現在、事業をしていない者。
(イ)「ゆめちか」での事業終了後、吹田市内の商店街を中心とした商業集積地等において本格開業し、事業を継続する意思を持っていること。
(ウ) 市民税の滞納がないこと。
(エ) 店舗運営に必要な自己資金を有していること。
(オ) 申し込みをしようとする個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団員に該当しないこと。
(カ)「ア 店舗営業時間」に定める営業時間等の運営体制を確保できること。
(キ) 市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業運営規程に定める事項を遵守できる者。
（４）事業スケジュール
＜募集期間＞　令和８年１０月２６日（月）～令和８年１２月１１日（金）
※応募多数の場合は書類選考を行います。
※募集期間中、出店計画作成等の個別相談等の支援も行います。
＜現地説明会＞随時受付。申請予定の方はご予約の上、必ず出席してください。
＜選定会議＞　令和８年１２月２３日（水）午後（予定）
※応募者によるプレゼンテーションを実施していただきます。
＜出店者決定＞令和８年12月下旬～令和９年１月上旬（予定）
＜出店準備＞　令和９年１月下旬以降（別途通知）
＜　開　店　＞　令和９年３月１日（月）（予定）

４　応募方法

応募書類を市役所地域経済振興室窓口まで御提出ください（郵送不可）
応募書類の様式および募集要項は、吹田市ホームページでダウンロードできます（窓口でも配布しています）

＜受付期間＞令和８年１０月２６日（月）～令和８年１２月１１日（金）

午前９時～正午、午後０時４５分～５時３０分（土、日、祝休日を除く）

くわしくは、市役所ホームページへ！

吹田　ゆめちか　検索